


<h1>指導資料</h1>	<h2>図画工作科・美術科 第50号</h2>	
	対象 校種	小学校 中学校 義務教育学校 特別支援学校


 鹿児島県総合教育センター
令和5年4月発行

造形的な見方・考え方を働かせる鑑賞の指導 —鑑賞を楽しむ児童生徒を育てる—

- ◆ 鑑賞は作品に関する知識を獲得するためのものではない。作品を自由に楽しむことができる児童生徒を育てるためには、学校の授業で楽しむ方法を教え、体験させることが大切である。
 - ◆ 抽象的な作品やアートカードを使った、作品を楽しむ鑑賞の授業を紹介する。また、著作権のない画像の探し方やその活用法を紹介する。
- #「造形的な視点」で見る #鑑賞を楽しむ心をもつ #アートカードを使った鑑賞の実践例

1 鑑賞を楽しむ

誰でも一度は美術館を訪れたことがあるだろう。美術館には絵画や彫刻などの作品が静かな空間の中に美しく展示され、訪れた人を楽しませている。そして、有名な芸術家の展覧会が開催された時などは、大勢の人が美術館を訪れ、作品を眺めたり、作者の生い立ちや作品が描かれた時代の解説を熱心に読んだりして楽しんでいる。おそらく、皆さんもそのような経験があるのではないだろうか。一方で、これを読まれている方の中には、美術館で過ごす時間を堅苦しく感じ、作品を楽しむというより美術史の勉強をしているように感じている方も多いのではないだろうか。カラオケで好きな歌を歌うように、美術館で絵画や彫刻などの作品を楽しむことができれば、鑑賞はもっと楽しい出来事になるだろう。

鑑賞を楽しむことができる人を育てるためには、やはり、学校での図画工作科、美術科の授業が大切である。鑑賞の楽しさを多く体験させることで、自分なりの楽しみ方を見いださせることが大切である。そうすることで、美術作品に限らず様々なことに興味・関心をも

ち、何事にも主体的に楽しもうとする人が育っていくと考える。

2 学習指導要領における鑑賞

図画工作科や美術科の授業において、鑑賞を指導することは、作品の制作（図画工作科では製作であるが、以降は「制作」と表記する。）を指導する以上にハードルが高いと感じているのではないだろうか。特に、美術が専門ではない小学校の先生方はなおさらのことである。もし、そのように感じているのであれば、鑑賞を指導するためには芸術的な知識や理解が必要であり、特別な準備が必要であると思込んでいるのではないだろうか。

「鑑賞」について図画工作科、美術科の学習指導要領解説では、それぞれ下のように述べられている。

図画工作科	
自分たちの作品や身近な材料、我が国や諸外国の親しみのある美術などの形や色などを捉え、自分なりにイメージをもつなどして、主体的に <u>よさや美しさ</u> などを感じ取ったり考えたりし、 <u>自分の見方や感じ方</u> を深めること	※ 学習指導要領解説から抜粋 ※ 下線は筆者が加筆

美術科	
自分の見方や感じ方を大切に <u>して</u> 、 <u>造形的なよさや美しさ</u> などを感じ取り、 <u>表現の意図と工夫</u> 、 <u>美術の働きや美術文化</u> などについて <u>考える</u> などして、 <u>見方や感じ方を深める</u> こと	※ 学習指導要領解説から抜粋 ※ 下線は筆者が加筆

下線で示したように、図画工作科も美術科も「対象のよさや美しさを感じ取り、考え、自分の見方や感じ方を深める」ことは共通している。つまり、指導内容等に違いはあるが、その目的に違いはない。教師には図画工作科や美術科の授業を通して、児童生徒の鑑賞の視点を増やし、これから出合う様々な対象や事象について自分なりに味わい、楽しむことができるようにしていくことが求められているのである。そして、このことが美術館で作品を自由な気持ちで楽しむことができるような人を育てることにつながるのである。決して芸術的な知識や理解を求めているのではない。

3 表現と鑑賞の関係

図画工作科や美術科の学習活動において、表現と鑑賞に関する資質・能力は一緒に働いている。

ところが、指導の際には「つくること＝表現」、「見ること＝鑑賞」というように表現と鑑賞を分けて考えてしまっていないだろうか。そのように捉えてしまうと鑑賞の指導を途端に難しく感じてしまい、結局、作品をつくらせるだけの授業になったり、つくっている途中に無理矢理にアドバイス活動と称した相互鑑賞を入れてしまったりすることがあるのではないかと思う。

鑑賞の活動は、特別な場面だけのことではない。普段の生活で何気なく行っていることの中にもある。例えば、お店で欲しい服を選ぶとき、品物を見ながら自分の色や形の好みについて考えたり、自宅にある服との組み合わせについてイメージしたりするだろう。このときに発揮されているのは、鑑賞に関する資

質・能力である。そしてそれは、「色」や「形」といった「造形的な視点」を通して発揮され、対象や事象に対する自分なりの見方や感じ方が形成（ここでは自分の服の好みや全体のイメージ）されていくのである。

つまり、図画工作科、美術科の授業では、下の図のように、表現すると同時にそれを鑑賞し、鑑賞して感じたことを基にまた表現するという活動を繰り返しながら学習活動を行い、表現と鑑賞に関する資質・能力を一緒に育成しているのである。

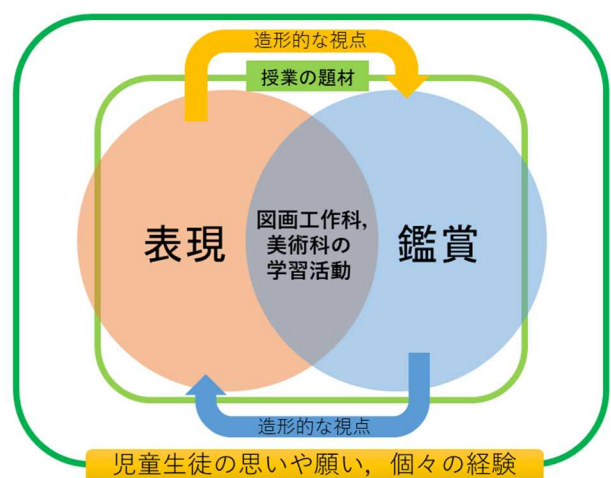


図 表現と鑑賞の関係

「造形的な視点」については、これを理解する上で大切な内容となるので、「指導資料第49号」を参照してほしい。



指導資料第49号

4 鑑賞の学習

(1) 鑑賞の学習の捉え方

鑑賞の学習は、美術作品を鑑賞し、感想を述べたり、意見交換をしたりする活動だけを指すものではない。実際に触ってみたり、音を聞いたりすることや、作品を制作している途中に何気なく自分や友人の作品などを見ていることも鑑賞として捉えるなど、鑑賞活動を幅広く捉える必要がある。

特に小学校で独立した鑑賞の授業を行う際には、画一的知識に偏った授業にならないよう、児童の関心や実態を十分に考慮した上

で、鑑賞の学習が自分の感覚や行為などに基づいた能動的な活動になるよう配慮する必要がある。

(2) 鑑賞する対象

鑑賞する対象は、主に下の表のように整理することができ、その対象は、発達の段階が上がるごとに積み重ねられていく。

表 発達の段階に応じた鑑賞の対象

発達の段階		鑑賞の対象
小学校	低学年	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちの作品 身近な材料など
	中学年	<ul style="list-style-type: none"> 身近な美術作品 製作の過程
	高学年	<ul style="list-style-type: none"> 我が国や諸外国の親しみのある美術作品 生活の中の造形
中学校		<p style="text-align: center;">美術作品</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> 絵画や彫刻作品 工業製品等のデザイン 工芸作品 <p style="text-align: right;">など</p>
		<p style="text-align: center;">美術の働きや美術文化</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境 人工的に作られた環境 日本の美術作品や文化 諸外国の美術作品や文化 <p style="text-align: right;">など</p>

5 「造形的な視点」を楽しむ鑑賞の学習

(1) 抽象的な作品をつかった鑑賞



写真1

写真1を見てほしい。「あなたは、作品の中で何が起きていると思いますか。」と問われたら何と答えるだろうか。

「争いのような不安なものを感じる。」「調

和に向かう希望のようなものを感じる。」など、10人いれば10通りの答えが返ってくるだろう。

次に、「なぜ、そのように思った(感じた)のですか。」と問われると、あなたは思うだろうか。きっと、もう一度作品を見直して、更に細かい部分を見たり、全体を眺めてみたりするのではないだろうか。そして、「この赤と黒が渦を巻いているように混ざり合って、暗い穴に吸い込まれていくようなところから不安を感じる。」や「この水色みたいなものが新しい希望で、悩んでいたことを一気に吹き飛ばしてくれているように感じる。」など、具体的な色や形から自分の感情やイメージを説明するのではないだろうか。

この活動の中で、あなたは無意識のうちに色や形、イメージを視点とした「造形的な視点」を通して作品を見る鑑賞の活動をしていたのである。

図画工作科、美術科の学習では、意識せずに行っていたことを、題材を通して意図的に意識させ考えさせていくことが大切なのである。

また、児童生徒に「この作品をどの向きに飾りますか。」と質問してもおもしろい。おそらく作品をじっくりと鑑賞し、何度も作品を回転させながら、飾っているところを想像するだろう。飾ってある場所は美術館のような場所かもしれないし、自宅の玄関や自分の部屋かもしれない。おそらく、自分で一番じっくりとくる場所を考え、答えを探すだろう。その時の児童生徒の頭の中では「造形的な見方・考え方」が働いており、鑑賞に関する資質・能力を発揮させることで、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標の達成につながるのである。

なお、使用する抽象画の題名や作者名については、特に必要がない限りふれなくてよいと考えている。知りたくなければ、興味をもった児童生徒が自分で調べればよいのである。ちなみに写真1の作品は、筆者が描いたものであり無題である。

(2) アートカードを使った鑑賞

アートカードとは、アート作品がプリントされた写真2のようなカードのことである。



写真2

大きさは葉書サイズが多く、30~40枚程度で構成されているものが多い。図画工作科や美術科の教科書を作成している出版社や美術館等が販売や貸出を行っている。

このアートカードを使用した鑑賞活動の例を紹介する。

「私のお気に入りのアート」

- ① 4~5人でグループを作り、アートカードを机に並べ、じっくりと鑑賞する。
- ② 順番に1人ずつ気に入った作品を手に取り、なぜ気に入ったのかを友達に説明する（時間がある場合には、3回繰り返し、3枚の中で1番気に入った作品を選ばせてもよい。）。
- ③気に入った作品の解説を書く（自分なりの表現で自由に書かせる。）。

アートカードを使った鑑賞活動で大切なことは、気に入った理由を発表させたり、ワークシートに解説などを書かせたりするときには「色、形、イメージ」などの[共通事項]のキーワードを視点に活動をさせることである。そうすることで、児童生徒は自然に造形的な視点で作品を鑑賞し、造形的な見方・考え方を働かせながら活動を楽しむことができるようになる。

他にもアートカードを使った鑑賞活動は数多くある。本県では「霧島アートの森」がオリジナルのアートカードを作成



しており、無償で貸し出している。ホームページでは、その活用方法も紹介しているので、二次元コードからアクセスし参考にしてほしい。

(3) 著作権のない画像の活用

図画工作科や美術科では、有名無名を問わず様々な作品の画像等を使用することが多い。それらの画像等は、授業で児童生徒の教材として使用する場合には、著作権法第35条第1項により許諾なしに一定の範囲で自由に使用できるとなっている。しかし、一定の制約もあるので使用に躊躇してしまうこともあるだろう。

その場合は、世界各地の美術館等で「パブリック・ドメイン」として提供されている所蔵作品のデジタル画像を使用するとよい。パブリック・ドメインとは、知的財産権が発生していない状態または消滅した状態のものを意味している。そのような作品を検索する代表的なサイトが「JAPAN SEARCH」である。このサイトは、国立国会図書館がシステムを運用しており、多様なコンテンツを検索できる。その他にも、様々な美術館等でパブリック・ドメインの画像等を提供しているので探してみしてほしい。



ちなみに写真2のアートカードは、これを利用して、このような画像を利用することで、画像をプリントアウトし厚紙に貼り付けたオリジナルのアートカードを作ることができる。

著作権のない画像を活用して、児童生徒が自由に楽しむことができる鑑賞の授業をぜひ実践してほしい。

—参考文献—

- 文部科学省『小学校学習指導要領解説 図画工作編』平成29年、日本文教出版
- 文部科学省『中学校学習指導要領解説 美術編』平成29年、日本文教出版
- 教育美術振興会『月刊 教育美術8月号』令和4年、公益財団法人 教育美術振興会
(教職研修課 濱川 達一)

※ 本資料は、UDフォントを使用しています。